

板橋区立中学校部活動
地域移行推進ビジョン2030
(素案)

はじめに

調整中

令和 年 月

目次

板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030

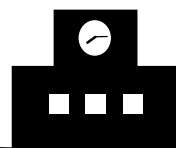
序章	板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030の策定にあたって	
1	ビジョン策定の背景	2
2	板橋区立中学校部活動の現状	5
3	部活動に対する意識調査結果	6
4	学校部活動における課題	7
第1章	板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030	
1	めざす将来像	14
2	第一次目標（直近のマイルストーン）	16
3	推進方針	17
4	重点戦略	18
5	計画期間	20
6	ビジョンの位置づけ	21
第2章	部活動改革の取組にあたっての課題	
1	取組にあたっての主な課題	24
2	重点戦略ごとの課題一覧	26

板橋区立中学校部活動地域移行実施計画2025

1	計画の位置づけ	28
2	計画期間	28
3	重点戦略と取組一覧	29
4	個別事業の紹介	30
	重点戦略1 行政による地域クラブの推進	30
	重点戦略2 地域連携の活用	34
	重点戦略3 地域展開の環境整備	35

資料編

1	板橋区立中学校・生徒数推移	
2	板橋区立中学校部活動データ	
3	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に 関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）	
4	学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画（東京都）	
5	板橋区立中学校部活動地域移行検討会議設置要綱	
6	板橋区立中学校部活動地域移行検討会議設置 委員名簿	
7	板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030等 策定経過	
8	部活動アンケート調査結果	
9	参考・引用文献等	



序 章



板橋区立中学校部活動地域移行 推進ビジョン 2030 の策定にあたって

- 1 ビジョン策定の背景
- 2 板橋区立中学校部活動の現状
- 3 部活動に対する意識調査結果
- 4 学校部活動における課題

序章 板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030の策定 にあたって

1 ビジョン策定の背景

(1) 部活動改革実施の背景

① 部活動をめぐる動き

中学校の部活動は、生徒のスポーツや文化芸術等に親しむ機会を確保するとともに、達成感の獲得、学習意欲の向上、責任感や連帯感の高まり等に寄与するものとして、大きな役割を担ってきました。

また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員との人間関係を構築する等の教育的意義に加え、参加生徒の状況把握や意欲向上、問題行動の発生抑制など、学校運営上の意義のあるものでもあります。

一方で、近年、部活動は持続可能性の面で厳しさを増している状況にあります。板橋区立中学校全体において、少子化による大きな影響は、まだ顕在化していませんが、局所的にみると、小規模校等で、生徒数が少ないことによる部活動の停滞が起きているなど、少子化による影響の兆しが見え始めています。

また、教員の働き方改革推進の視点で見ると、平日の勤務時間外や休日に、指導、引率、大会運営が求められたり、競技・活動経験のない種目の指導を求められたりするなど、教員にとって過大な業務負担となっている実態があります。

このような社会の流れを受け、検討会議が設置され、提言がスポーツ庁と文化庁に提出されました。その提言に基づき、国や東京都はガイドラインや推進計画を策定しました。

そして、板橋区でもこの流れを受け、「板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030」（以下、「地域移行ビジョン2030」）を策定し、現行部活動をSDGsの視点で見つめ直すとともに、誰一人取り残すことのない、持続可能な活動ができる中学生の居場所づくりをめざし、学校部活動の制度改革に着手します。

② 国・東京都の検討経緯

部活動改革の始まりとしては、学校における部活動に関して持続可能性の面で厳しさを増している状況について、中央教育審議会や国会等においても指摘されるようになり、スポーツ庁や文化庁においても、部活動の適正化に向けた改善方策や、地域との連携・協働、地域への移行の方向性が示されました。

具体的には、平成30(2018)年にスポーツ庁と文化庁がそれぞれ、「運動部活動・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ環境・文化芸術環境の整備を進めることが示されました。

そして、さらに部活動改革の議論を深めていくために、令和3(2021)年10月と令和4(2022)年2月に運動部活動、文化部活動の地域移行に関する検討会議がそれぞれ設置され、令和4(2022)年6月と8月に、その各検討会議から提言がスポーツ庁と文化庁に提出されたことが、部活動改革の大きな転換点となりました。

この提言が、部活動改革のより具体的な実践を始めるきっかけとなり、令和4(2022)年12月には、スポーツ庁と文化庁が合同で「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下、国ガイドライン)を策定しました。こちらは、平成30(2018)年に策定したガイドラインを統合し、全面改定したものになります。

国ガイドラインの策定を受け、令和5(2023)年3月に東京都は「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定しました。

国・東京都のガイドライン等

平成30年 3月 平成30年12月	スポーツ庁 文化庁	「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
令和 2年 9月	スポーツ庁	「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」
令和 3年10月 令和 4年 2月	スポーツ庁 文化庁	「運動部活動の地域移行に関する検討会議」設置 「文化部活動の地域移行に関する検討会議」設置
令和 4年 6月 令和 4年 8月	スポーツ庁 文化庁	「運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言」 「文化部活動の地域移行に関する検討会議 提言」
令和 4年12月	スポーツ庁 文化庁	「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
令和 5年 3月	東京都	「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」 「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」

(2) 部活動改革実施の目的

① 生徒の成長機会の確保

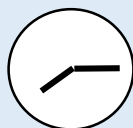
少子化の影響により競技等に必要の人員が集まらないことや、生徒数の減少に伴う教員定数の減少により顧問を担当できる教員の数も少なくなるなど、学校単位での部活動の運営が行き詰まりを見せる中、指導を受け持つ教員側の業務体制や専門性の限界と相まって、生徒のスポーツ、文化芸術活動を通じた成長機会が失われることを防ぐこと

② 教育の質の向上

教員が心身の健康を保持し、「誇り」と「やりがい」をもって専門性を発揮し、授業を中心とした学校本来の責務及びいじめや不登校その他特別な支援を要する生徒への対応に専念できる環境を整えること

③ 生涯スポーツ社会・生涯学習社会の進展

地域のスポーツ、文化芸術等団体や人材とのパートナーシップによる活動を通じて、人生100年時代を生きる区民の社会生活をより豊かにする「生涯スポーツ社会」「生涯学習社会」の一層の進展を図ること



学校部活動の制度的位置づけ

学校部活動は制度上、『教育課程外の学校教育活動』に位置づけられます。

教育課程とは、道徳を含む各教科と総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成される学校の教育計画のことであり、学校部活動はその教育課程には組み込まれていない、課外活動、学校教育の一環として行われる活動となります。

中学校学習指導要領(平成29(2017)年告示)

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」

2 板橋区立中学校部活動の現状

(1) 部活動の設置・活動状況

令和5（2023）年7月に実施した「調査」では、区立中学校22校に計〇の部活動が設置されており、そのうち運動部は〇、文化部は〇設置されています。

種目数は学校規模等により異なり、最も多い学校は〇種目の部活動が設置されている一方、最も少ない学校は〇種目の部活動が設置されています。

部員数は総計〇名です。なお、区立中学校には令和5（2023）年5月1日時点で〇名の生徒が在籍しています。

活動日数は各部活により異なります。週5日活動している部活動もあれば、季節限定のもの、月に1回程度のものもあります。

また、休日も活動している部活動は約〇%あります。

(2) 部活動に対する教員・指導者の状況

〇の部活動に対して、〇名の教員が顧問を担っています。顧問が1名で運営している部活動が〇%となっています。

専門的な技術指導ができる顧問を配置している部活動は、約〇%、顧問の教員以外に外部指導者（部活動指導員を含む）を配置している部活動の割合は、約〇%となっています。

集計中

3 部活動に対する意識調査結果

(1) 調査概要

アンケート調査実施中

4 学校部活動における課題

スポーツ庁・文化庁、東京都の資料または全国の事例から、現行の学校部活動における課題を整理します。

(1) 持続可能性への懸念

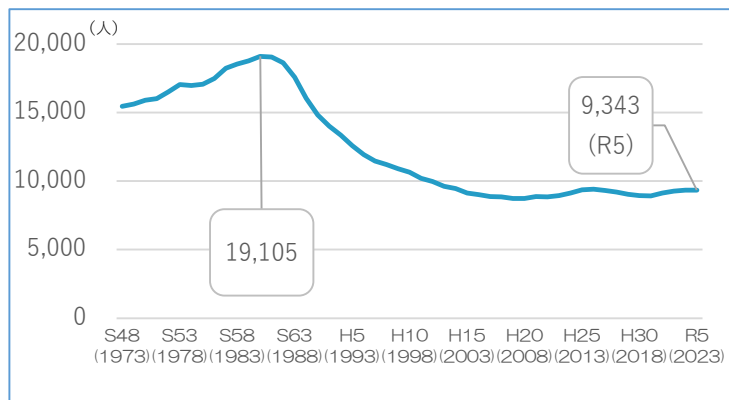
① 少子化による影響

区立中学校では、生徒数が昭和60(1985)年の19,105人をピークに減少を続け、現在は半数以下の9,343人(令和5(2023)年5月1日時点)となっています。ピーク年度から急激な減少を続けた生徒数は、平成14(2002)年からの20年間では、ほぼ横ばいの状態にあります。

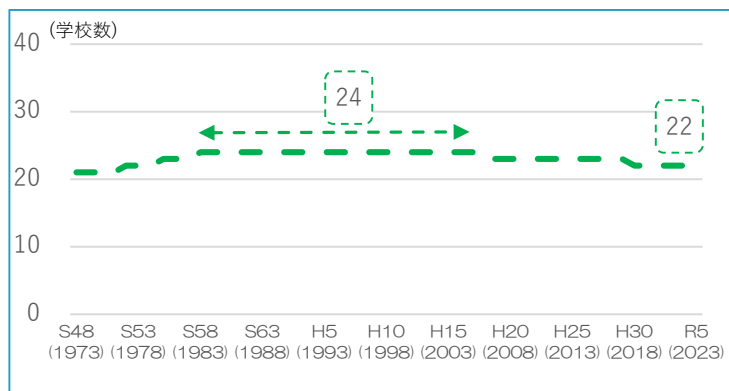
一方、この間の区立中学校数は、24校から2校の減少にとどまり、現在22校となっています。生徒数の減少に比例し、学校数が減少しないと、単純計算で、一校当たりの生徒数が大きく減少していくこととなります。現実には、この現象が局所的に顕在化するため、一部の区立中学校が、小規模校化し、まず、当該中学校で、少子化による学校部活動の持続可能性の低下が起きることとなります。具体的には、団体競技などで必要人数が集まらず、部を設置できない場合や、設置できても大会等に参加できないといったことが起こります。

さらに、区立中学校の小規模校化は、一校当たりの教員数の減少を通じて、顧問のなり手不足による学校部活動の持続可能性の低下を招きます。

板橋区立中学校 生徒数の推移



板橋区立中学校 学校数の推移



② 教員の長時間労働

教員の標準的な勤務時間は8時15分から16時45分までで、土曜日と日曜日は週休日です。一方、学校部活動の活動時間は、季節にもよりますが、平日は18時頃まで行われ、土曜日か日曜日にも活動する部活動があります。そうすると、教員が部活動の顧問を引き受けるということは、平日の残業と休日の出勤が課されることとなります。

国ガイドラインに示されている部活動の活動時間の基準どおり適切な休養日等を設定して計算すると、最大で週あたりの活動時間は計11時間となります。さらに、活動時間以外にも校外での活動の引率、大会運営に関する業務などの部活動関連業務が存在し、教員の長時間労働につながっています。

(2) 生徒の成長機会

① 生徒のニーズと選択の自由

スポーツ、文化芸術活動は多岐にわたり、スポーツだけでも数百種目あると言われていいます。生徒にとってやりたい種目が進学した中学校にあるかということは、大きな問題ですが、あったとしても、その部の活動方針が、生徒自身の方向性と一致しないことも、やりたい種目が学校に存在しないことと同じくらい深刻な問題です。例えば運動部で、プレーを楽しみたい生徒が、ハードな練習を重ねて優勝をめざす部に所属することは、辛い思いをする結果となってしまいます。

部活動を学校単位で実施する限り、生徒が自由に種目や活動方針を選ぶことは困難であり、進学する中学校により、選択できるものが左右されてしまう状況を変えることはできません。

② 「補欠」という制度

学校部活動、特に運動部においては、中学校の3年間のうち、公式試合で活躍できるのは、通常、最後の一年間に限られます。それ以外の2年間は、3学年でひとチームを形成している以上、基本的にはプレーする機会を得ることができません。さらに、トーナメント方式を主流とした現行の大会システムでは、最終学年になっても、公式試合に出場する機会を得ることができない生徒が、一定数存在してしまいます。伸び盛りの時期に、2年間もしくはそれ以上、公式戦でプレーする機会がないことは、その種目のプレーヤーとして、より高い技術を身につけて成長するためには、とてももったいない時間を過ごすこととなります。

③ 経験のない教員による指導

学校部活動においては、その種目を経験したことのない、あるいは指導するための知識・技能を持ち合わせていない教員が顧問を担わなければならないことがあります。

文部科学省による「教員勤務実態調査(令和4(2022)年度)の集計(速報値)」について、「担当の部活動について、あなたは指導可能な知識や技術を備えていると思いますか」という設問に対し、「あまり備えていない」「全く備えていない」と回答した割合は計35.6%でした。

板橋区の令和5(2023)年度教員アンケート調査において、専門的な技術指導ができる教員がいない部活動が約〇%、顧問が技術的に指導困難な部活動に配置するための部活動指導補助員もいない部活動は〇%です。

技術等の向上だけが目的というわけではありませんが、参加する生徒の多くはそれを望んでいると思われます。その期待に応えられないことは、教師にとっても辛いこととなります。

さらに、部活動の顧問として負担を「感じている」または「どちらかといえば感じている」と回答した教員のうち、約〇%が「指導経験のない種目を指導するために勉強が必要だから」と回答しており、種目に関する知識や経験がない中で、顧問として指導することに負担を感じている教員が決して少なくないことがわかります。

(3)活動の過熱化

目標を定めて努力を重ねることは大変良いことですが、多様な価値観をもって臨まない、時に、ひたすら目標に向かって邁進してしまい、気づかぬうちに過熱した活動となってしまいます。さらに、それが日常化してしまうと、そのことに誰も気づく人がいなくなり、自ら軌道修正することが難しくなります。

① 活動の長時間化

スポーツ庁は、平成30（2018）年3月に公表した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、運動部活動の「適切な休養日等の設定」するための基準を示しました。

また、令和4（2022）年12月に公表した国ガイドラインにおいて、運動部活動・文化部活動共に、以下の基準が示されています。

- ✓ 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。
- ✓ 平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ✓ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ✓ 1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

これは、行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、精神的なバーンアウト、慢性の疲労感、スポーツ外傷・障害等のリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらないとされる研究をもとに設定された基準です。

また、国ガイドラインには、文化部活動における休養日及び活動時間についても、「成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする」と述べられており、運動部と同様の基準が設定されています。

現代の中学生は、学校以外にもとても忙しい生活を送っています。疲れていたり睡眠不足も心配です。生徒自身も活動の長時間化による影響を認識する必要がありますが、当事者が熱中してしまうからこそ、顧問の教員、指導者や保護者といった関係者が活動時間を適切に管理していく必要があります。

② けが

日本スポーツ振興センターの統計によると、令和3（2021）年度における災害共済給付（以下、「学校保険」）の医療費給付を行った負傷・疾病の発生が最も多かったのは「課外指導」で115,267件であり、そのうち運動部活動（体育的部活動と記載）によるものは、113,857件でした。

全体では251,865件であるため、中学校管理下の医療費給付を行った負傷・疾病のうち約45.2%が運動部活動でのものとなります。

これらの全てが過度な練習等によるものではありませんが、運動部活動にはけがのリスクがあること、けがの程度によっては生涯そのスポーツを続けることができなくなることを認識したうえで、そのリスクを最小限にする運営が求められます。疲労骨折、オスグッド・シュラッター病、テニス肘や野球肩に代表されるような長時間あるいは過度な回数の運動によるスポーツ外傷については、適切な活動時間・休養を設定することでそのリスクを減らすことができます。

③ 勝利至上主義的な思考

スポーツは勝ち負けを競うゲームです。しかし、勝つことが目的となるものではありません。ラグビーフットボールの文化にある「アフターマッチファンクション」と呼ばれる試合後に行われる交流会では、互いの健闘を称え合い、ねぎらいの言葉をかけ親睦を深めるそうです。「勝つことを目的とする勝利至上主義」から、「プレーを楽しむこと、技術の向上を図ること、人として成長すること、多くの仲間を得ることといったものを大切にしながら、勝ち負けを競うゲームをする、健全な競争主義」へ価値観を変えていく必要があります。

④ 不適切な指導

活動が過熱化したり、勝利至上主義的な思考に陥ってしまったり、感情のコントロールができなくなった時などに、学校部活動において、不適切な指導が行われてしまうことがあります。日常のニュースでも報道されることがあります。

指導者のこのような振舞いは、生徒との信頼関係を一瞬で崩すとともに、生徒がその種目への意欲を失ってしまうことにもつながる場合があります。

学校部活動に限らず、体罰や暴言、ハラスメントなどは絶対にあってはならず、それを防止する環境整備が求められます。

(4) 学校部活動と引退

学校部活動で避けて通ることができないものの一つに「引退」があります。どんなに好きな種目でも、学校部活動に所属して活動する限り、卒業とともに引退しなければなりません。「中学校→高校→大学→社会人」と進む中で、卒業を機にスポーツや文化芸術活動から離れてしまう人も出てしまいます。

国ガイドラインでは「生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となること」をめざすよう示されています。生涯スポーツや生涯学習という視点では、学校教育分野よりも社会教育分野の方が、スポーツや文化芸術に親しむ機会を提供するのは適していると思われます。

第1章



板橋区立中学校部活動地域移行 推進ビジョン 2030

- 1 めざす将来像
- 2 第一回目標（直近のマイルストーン）
- 3 推進方針
- 4 重点戦略
- 5 計画期間
- 6 ビジョンの位置づけ

第1章 板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030

1 めざす将来像

これらを踏まえ、めざす将来像を以下のとおりとします。

めざす将来像

区立中学校の部活動を学校教育から社会教育分野へ地域移行し、
 すべての人々が、多様な分野で、多様な価値観で、
 生涯に渡り、スポーツや文化芸術、学問に親しめる第三の居場所をもち、
 人生を豊かに過ごすことができるまち

生徒視点のアウトカムイメージ

放課後や週末に、家庭や学校とは別の居場所として、スポーツや文化芸術、学問に親しむことができる活動の場を見つけることができます。そこで、好きな数だけ、自分に合った方向性で、成長する機会を誰もが得ながら希望する分野の活動に取り組みます。

その取組は、人とのつながりを含めて、大人になるまで生涯に渡り、続けることができるものとなります。

教員視点のアウトカムイメージ

学校での部活動指導の負担がなくなり、自身の人生をより豊かにするような週末の過ごし方ができるようになります。そのため、自身の選択で、地域クラブ活動に参加することも可能です。

多様な知見と心のゆとりを得られ、充実した気力をもって、学校現場における様々な困難課題に取り組み、生徒一人一人に向き合い、学校生活を楽しみに満ちたものにしていきます。

生涯スポーツ社会・生涯学習社会視点のアウトカムイメージ

区内のスポーツ、文化芸術活動団体は、新しい仲間として中学生を受け入れることで、多様な世代の交流が生まれます。

多様な参加者を得られた板橋区のスポーツや文化芸術、学問の活動は、より活発になり、人生100年時代を生きる区民の豊かさの源泉となります。



将来像を示す挿絵・図

2 第一次目標(直近のマイルストーン)

土日における部活動の**教員に頼らない**指導体制の構築

学校部活動の地域移行は、多くの関係者が連携・協働し合意形成を得ながら、段階的・計画的に取り組む必要があります。国は、まず休日の学校部活動から段階的に地域に移行し、平日については地域の実情に応じて、できるところから取り組むことを示しています。

また、国ガイドラインは学校部活動の指導・運営に係る体制の構築について、以下のとおり示しています。

「学校の設置者（板橋区立学校においては、板橋区を指す）は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は、外部指導者を配置し、必ずしも**教師が直接休日の指導や大会等の引率に従事しなくてすむ体制を構築する。**」

板橋区は、まず土日を中心に教員に頼らない指導体制の構築を図り、それを可能な限り、平日にも広げていきます。

第一次目標達成に向けた取組時の課題

- ① 平日と土日で指導者が異なると、指導方法等も異なる場合があり、生徒が困惑する。
- ② 平日の夕方に対応可能な外部指導者が少なく、土日のみ対応可能な外部指導者で指導体制を構築してしまうと、平日にも広げていくことが難しくなる。
- ③ 学校教育の一環である学校部活動について、教員である顧問と教員ではない外部指導者で考え方に相違が生じ、連携がスムーズにいかない場合がある。

第一次目標に対する寄与度<パターン例>

改革類型	パターン	月	火	水	木	金	土 日	目標寄与度
行政による 地域クラブの推進 (いたばし地域クラブ)	A						活動日	○
	B		活			活	活動日	○
	C			活				○
地域連携 (部活動の外部委託)	D		指	指	指	指	指導員	○
	E			先	指	指	指導員	○
	F			指		先	先生&指	✕
地域展開 (地域による受け入れ)	G		活		活		活動日	○

3 推進方針

現在の学校部活動は、教育課程外ではありますが、学校教育の一環として行われています。生徒は、教科の学習と同様に、学校生活の一部として受け入れ、部活動に参加してきた経緯があります。

また、中学生になったら部活動への参加を楽しみにしている小学生も多くいます。これまでの中学校には、当然に部活動というものが存在していました。

中学校部活動の改革は、持続可能性が危ぶまれる中、生徒がスポーツや文化芸術等を通じた成長機会の確保を図るために、待たないで取り組まなければならないものです。さらに、教員の献身的な支えも限界に達しつつあります。

しかし、同時に、性急な取組は、中学生から充実した日々を奪ってしまうことにもなりかねません。急ぎつつも着実に改革を実行するために、推進方針として、次の事項を掲げます。

推進方針

- ① 個々の学校部活動を地域移行することについては、行政によるトップダウンではなく、関係者の合意形成を丁寧に行いながら実行する。
- ② 生徒が興味を持つあらゆる分野を対象に、多様なニーズに合った活動機会を充実させる。
- ③ スポーツ基本法に定められた理念を踏まえ、「スポーツ」ということばが持つ本来の意味に立ち返り、「身体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらす」ような活動をめざす。
- ④ 「文化部で活躍している運動好きな生徒にはスポーツをする機会を」、「運動部で活躍している生徒には知的好奇心を満たすことができる機会を」、というように、複数の活動に同時に取り組める環境を整備する。
- ⑤ 特定の人が、一方的な負担を受け入れ、献身的に支えるのではなく、関係する誰もが、一定の役割を担い、同時にこれまで以上の便益を受けられる、持続可能性のある仕組として整備する。

4 重点戦略

取組にあたっての主な課題を踏まえ、以下の3点を重点戦略とし施策を実施していきます。

重点戦略1 行政による地域クラブの推進

学校部活動を学校教育から社会教育分野へ移行する「地域移行」は、学校部活動改革の主要な柱となる取組です。

学校単位から脱却することで、在籍する学校に左右されずに活動の場を選択することができる場合や、より専門性の高い受けることが可能となる場合があります。そういった点で、地域移行は生徒のスポーツや文化芸術活動を通じたより良い成長機会の確保につながります。さらに、部活動指導に負担感が強い教員は部活動に携わる必要がなくなり、教員の働き方改革につながります。

また、勤務時間以外でも生徒とスポーツや文化芸術活動を行いたい教員は、兼職兼業制度により、指導に携われるよう環境を整備していきます。

そして、国ガイドラインでは、地域移行による「地域クラブ活動」の運営団体・実施主体として、地域の各種団体のほかに区市町村も想定しています。板橋区では、令和5（2023）年度から実践研究モデル事業として「いたばし地域クラブ」を立ち上げ、行政が運営団体となる地域クラブを推進していきます。

なお、他自治体では行政が主導する形で、地域移行のための一般社団法人や一般財団法人を立ち上げ、運営団体となる事例もあり、将来的にどの形式での運営が望ましいかを検討していきます。

重点戦略2 地域連携の活用

部活動指導員や部活動指導補助員を配置するなどの支援人材の協力を得て、学校部活動を運営する取組を「地域連携」といいます。

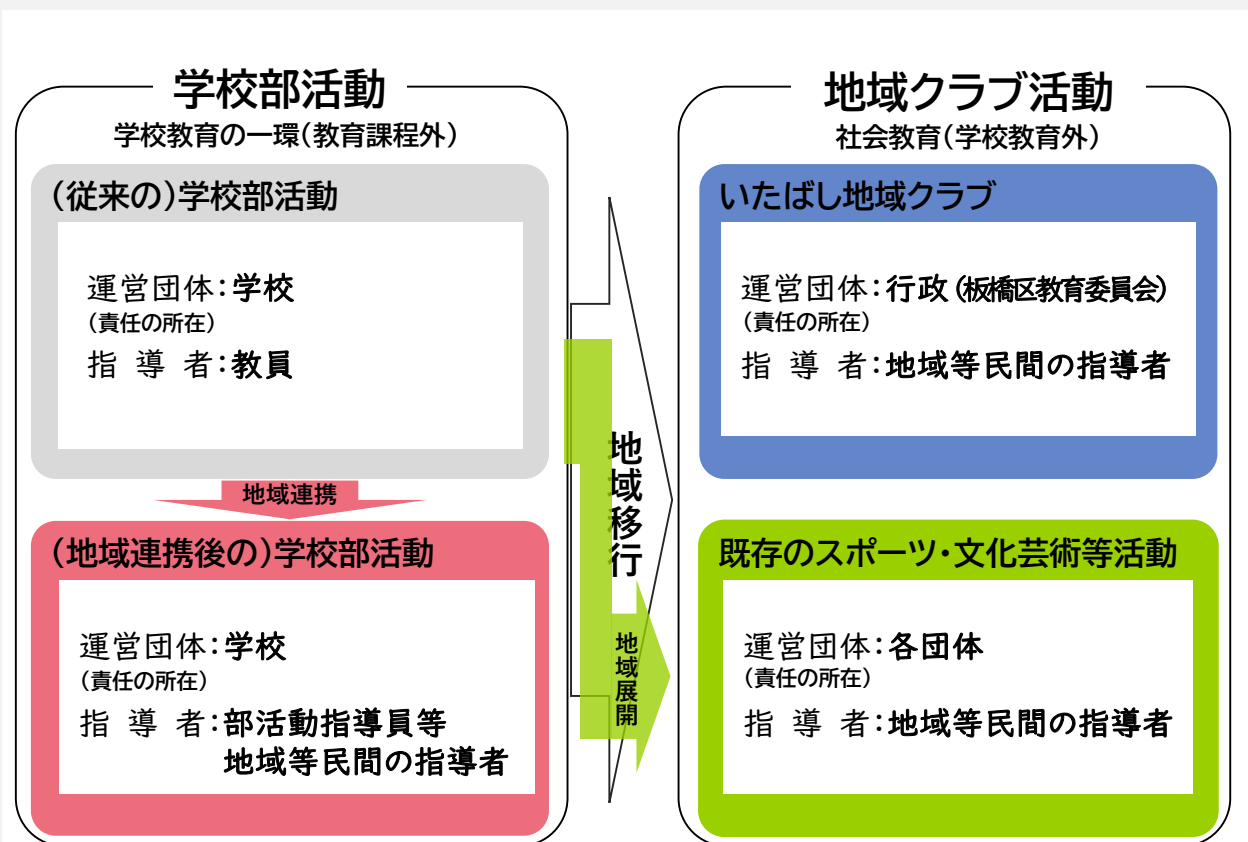
地域連携は学校部活動であるため、教員が部活動に関して行う業務が一定程度残り、地域移行に比べ、教員の長時間労働の是正に関する効果は限定されますが、生徒のスポーツや文化芸術活動を通じた成長機会の確保については、同等の効果が期待できます。

学校部活動の持続可能性が危ぶまれる状況下で、地域移行に時間を要することが懸念される中においては、地域移行と同時並行で地域連携に取り組むことは、結果的には、地域移行ビジョン2030で示す「めざす将来像」及び「第一次目標の早期実現」に繋がります。

重点戦略3 地域展開の環境整備

板橋区には既に、地域のスポーツ、文化芸術団体、社会教育団体などが多くあります。今後、生徒の活動機会が学校部活動に限られることなく、自身の興味や適性などに応じて広く地域で行われている活動へ展開されていくことは、生徒の成長機会の確保にも、教員の長時間労働の是正にも大きく寄与することとなります。さらには、若者の参加とそれを契機とした生涯に渡る活動の継続は、板橋区の生涯スポーツ社会、生涯学習社会の進展につながり、人生100年時代を生きる、区民の精神的豊かさの源泉となります。

コラム ～地域移行・地域連携・地域展開の比較～



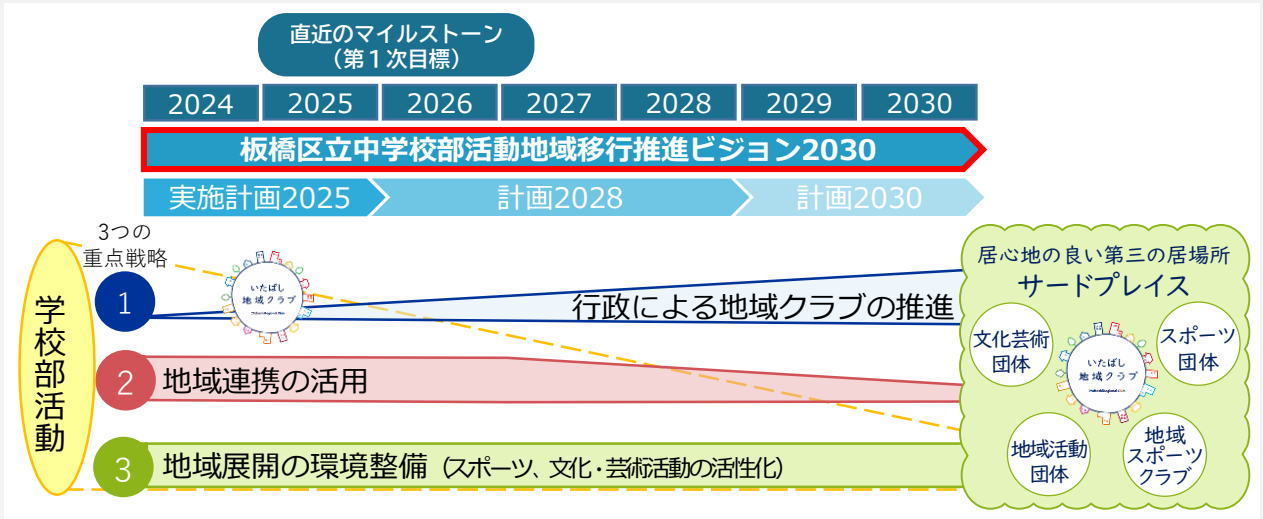
< その他の比較表 >

	学校部活動	地域連携	地域移行	
			いたばし地域クラブ	地域展開
参加者	当該校の生徒		区内中学生	各団体が定める
場所	当該校の施設		設定された施設 (原則 学校施設)	設定された施設
費用	用具・交通費等実費		会費、用具・交通費等実費	
補償	学校保険		区加入の保険	各自加入の保険等
その他	-	-	教員の兼職兼業可	教員の兼職兼業可

5 計画期間

地域移行ビジョン2030は、計画期間を令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までとし、部活動の地域移行に関し、2030年時点で実現したい将来像を設定します。

また、国が定める改革推進期間（令和5（2023）年度から令和7（2025）年度まで）における具体的なアクションプログラムを示すため、計画期間を令和6（2024）年度及び令和7（2025）年度とする「部活動地域移行実施計画2025」（以下、「地域移行実施計画2025」）をあわせて策定します。



地域移行ビジョン2030の見直しについて

学校部活動の地域移行については、国が令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までを改革推進期間と定めています。

また、東京都の推進計画においても、「令和5（2023）年度以降、本推進計画の適合性の点検・見直しを行い、必要に応じて、取組等について整理していく。」と定めており、国・東京都いずれにおいても令和8（2026）年度以降について、明確な定めを示していないことから、今後大きな環境の変化が起きる可能性があります。

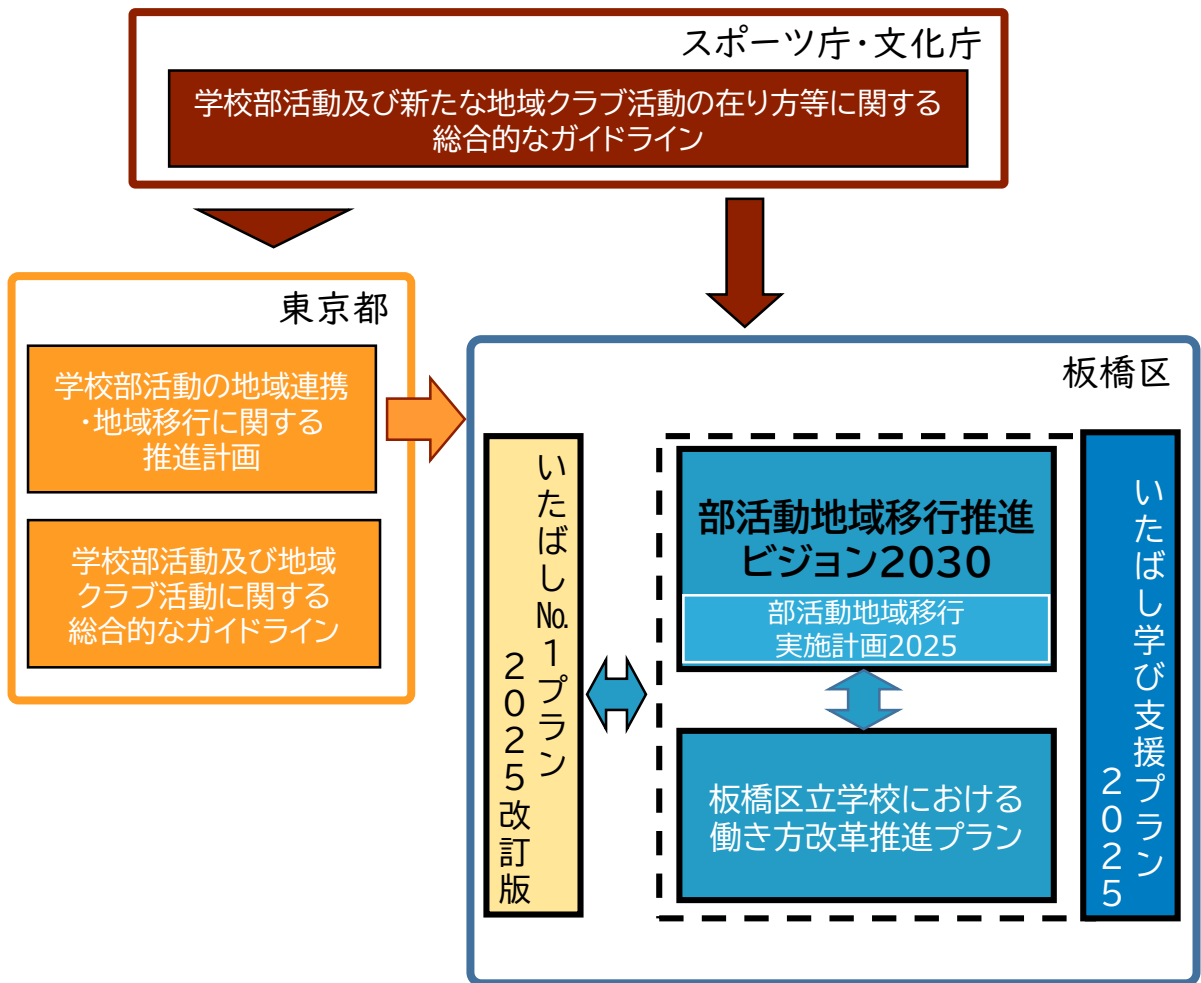
そこで、地域移行ビジョン2030については、地域移行実施計画2025とあわせて令和7（2025）年度に見直しを行うことがあります。

6 ビジョンの位置づけ

地域移行ビジョン2030は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づく、学校部活動の地域移行に関する推進計画として策定します。

また、「いたばし学び支援プラン2025」及び「板橋区立学校における働き方改革推進プラン」に基づく、学校における働き方改革及び部活動改革の推進に係る具体的推進計画として位置づけます。

さらに、「板橋区基本計画2025」を推進する短期的なアクションプログラムである「いたばしNo.1実現プラン2025改訂版」との整合を図り策定します。



第2章



部活動改革の取組にあたっての 課題

- 1 取組にあたっての主な課題
- 2 重点戦略ごとの課題一覧

第2章 部活動改革の取組にあたっての課題

序章では、現行の学校部活動における課題を紹介・整理してきました。本章では部活動の地域連携・地域移行・地域展開に取組むにあたり、課題となる事項を整理します。

1 取組にあたっての主な課題

(1) 指導者の質

指導者として、専門性や資質・能力を有する人材を確保していく必要があります。特に心身の発達の途上にある生徒を指導するには、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や不適切な指導の根絶が強く求められます。

指導者が上記の要素を理解したうえで、適切な指導がなされるよう指導者資格の取得や研修の実施などを整備する必要があります。

(2) 指導者の量

令和5(2023)年度の調査によると、板橋区立中学校の部活動は○部あり、○名の教員が顧問として部活動の指導を担っています。さらに、部活動指導員・部活動指導補助員が現行の部活動の指導に携わっている状況です。

部活動の地域連携・地域移行・地域展開は、単に現行の学校部活動の指導者を置き換えるものではありませんが、板橋区の中学生のスポーツ・文化芸術活動を指導するには数百人規模の人材が必要であり、人材確保の持続可能な仕組みを構築する必要があります。

(3) 活動場所

中学生の多様なニーズに対応するにあたり、活動場所の確保は重要な課題となります。

また、平日の放課後に別の場所へ移動して活動することになると、移動時間により活動時間が短くなってしまった課題があります。活動場所によって中学生の選択肢が制限されることのないよう、特に合同部活動や地域クラブを設置する場合には配慮が必要となります。

(4) 費用負担

地域移行後の地域クラブ活動の場合、指導者の人件費等のクラブ運営に必要な経費が発生し、現行の学校部活動の部費よりも高額な会費を負担しなければいけなくなることが考えられます。

また、過渡期においては、地域移行後の地域クラブでは会費が発生し、学校部活動では会費が発生しない状況となってしまいます。

会費の有無、金額によって子どもたちの活動機会が失われないよう、可能な限り低廉な会費を設定することが求められます。特に、経済的に困窮する家庭の中学生に対する地域クラブ活動への参加費用の支援等については重大な検討課題となります。

(5) 保険への加入

部活動を含む学校管理下の活動において怪我をした場合には、学校保険で医療費等が給付されます。

学校部活動の地域連携の場合は、これまで同様に学校管理下の活動であるため、学校保険の対象となります。しかし、地域クラブ活動は学校管理下の活動ではないため、学校保険の対象ではなくなります。

そのため、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する中学生に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を促す必要があります。

(6) 大会等への参加

大会等への参加は生徒にとってわかりやすい目標であり、動機付けとなる大きな要素の一つとなります。

東京都中学校体育連盟は、令和5(2023)年度より地域クラブの大会参加が可能になるよう規程を見直し、実際に複数の種目で地域クラブの中学生が大会に参加しています。

地域クラブ活動においては、大会参加のニーズがある場合に大会に参加できるよう整備していく必要があります。

また、大会に限らず、多くの生徒が試合や成果発表の機会を得られるよう運営においても工夫していく必要があります。

(7) 特別な支援を要する生徒への配慮

学校部活動、地域クラブ活動ともに特別な支援を要する生徒へ合理的な配慮のある運営が求められます。特別支援学級の生徒を想定したクラブについては、他の部活動よりも慎重に検討していく必要があります。

(8) 各種団体との連携

地域クラブ活動の指導者の担い手として、国ガイドラインでは多様な運営団体・実施主体が想定されています。実際に地域クラブの運営・指導にあたる団体はもちろん、当面の間は指導の予定がない各種目の団体とも部活動改革に関する取組の意見交換や協議を密に行い、合意形成を図りながら、連携していく必要があります。

2 重点戦略ごとの課題一覧

	重点戦略1 行政による 地域クラブ	重点戦略2 地域連携	重点戦略3 地域展開
(1)指導者の質	△	△	△
(2)指導者の量	△	△	▲
(3)活動場所	▲	(△)	▲
(4)費用負担	▲	—	▲
(5)保険への加入	△	—	△
(6)大会への参加	△	(△)	▲
(7)特別な支援を 要する生徒への 配慮	▲	△	▲
(8)各種団体との 連携	△	(△)	▲

▲:特に大きな課題となるもの △:課題となるもの (△):課題になる場合があるもの
—:あまり課題になるとは考えられないもの



板橋区立中学校部活動地域移行 実施計画2025

- 1 計画の位置づけ
- 2 計画期間
- 3 重点戦略と取組一覧
- 4 個別事業の紹介

板橋区立中学校部活動地域移行実施計画2025

1 計画の位置づけ

「板橋区立中学校部活動地域移行推進ビジョン2030」（以下、「ビジョン2030」）に基づき、区の施策を記載した「板橋区立中学校部活動地域移行実施計画2025」（以下、「実施計画2025」）を策定し、柔軟な施策展開を図っていきます。

国の改革推進期間である令和7（2025）年度までの2年間に実施する事業を掲載します。令和7（2025）年度までの期間においては、これらの取組を進めるとともに、新たな施策の検討を行っていきます。

3つの重点戦略に沿って、推進事業を掲載しています。

2 計画期間

実施計画2025は、区立中学校部活動や区内スポーツ・文化芸術等活動団体の実態に即した施策展開を図るため、令和7（2025）年度までの期間における取組を定めています。この期間は、国が定める改革推進期間（令和5（2023）年度から令和7（2025）年度）内となります。



※東京都の「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」においても、「令和5（2023）年度以降、本推進計画の適合性の点検・見直しを行い、必要に応じて、取組等について整理していく。」と定めており、国・東京都いずれにおいても令和8（2026）年度以降について、明確な定めを示していないことから、今後大きな環境の変化が起きる可能性があります。

3 重点戦略と取組一覧

重点戦略 1

行政による地域クラブの推進

- 取組1 いたばし地域クラブの本格展開
- 取組2 指導者人材の発掘と確保
- 取組3 希望する教員の兼職兼業制度の導入

重点戦略 2

地域連携の活用

- 取組1 部活動を支援する外部人材活用
- 取組2 学校現場の意識改革
- 取組3 合同部活動の促進

重点戦略 3

地域展開の環境整備

- 取組1 部活動地域移行シンポジウムの開催
- 取組2 デジタルガイドブックの発行
- 取組3 受皿となる団体の認証制度の検討

4 個別事業の紹介

重点戦略 1

行政による地域クラブの推進

取組1 いたばし地域クラブの本格展開

概要

いたばし地域クラブは、「板橋区教育委員会」が運営主体となる地域クラブです。令和5(2023)年度より実証研究モデル事業として実施しています。部活動の地域移行の課題を着実に把握・検討すること、中学生の活動の受皿となり、活動機会を確保するため、実証研究モデル事業から本格展開します。

2年間の取組

新たな個別クラブの開設
 既存の個別クラブの拡大検討
 いたばし地域クラブ啓発のための新たな取組の内容検討・実施

取組2 指導者人材の発掘と確保

概要

指導者の担い手の確保は部活動の地域移行に取組むにあたっての大きな課題です。種目によっては人材の確保がとても難しい場合もあり、人材を発掘、確保する仕組みの検討が求められます。

また、中学生への指導・運営を行う適性を担保するため、指導者研修等の実施を検討します。

2年間の取組

人材バンクの検討
 指導者研修の検討・実施
 指導者用のガイドライン策定の検討

取組3 希望する教員の兼職兼業制度の導入

概要

部活動指導に関し、専門性や資質・能力を有する教員が、個人の時間を使い、引き続き指導に関わることを希望する場合は、一定の報酬を得て、地域クラブ活動等に参加できるよう、制度の整備を行います。

2年間の取組

兼職兼業制度の導入に向けた整備



コラム
いたばし地域クラブの紹介

コラム ～SDGsコンセプトの具体策～

序章では、学校部活動における諸課題により、持続可能性の面で厳しさを増している状況にあることを紹介しました。これらの課題は、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標であるSDGsの考え方との親和性が非常に高いです。

いたばし地域クラブでは、現行部活動の諸課題を一体的に解決できるような取組とするため、具体的に以下のような指針をもって運営します。

学校部活動の課題

3 すべての人に
健康と福祉を



すべての人に健康と福祉を

指導者の安全管理に関する責任は重大です。生徒の健康への配慮がこれまで以上に求められます。

4 質の高い教育を
みんなに



質の高い教育をみんなに

学校部活動では在籍する学校により設置されている部活動が異なるため、進学した中学校によっては取組めない種目が存在します。

5 ジェンダー平等を
実現しよう



ジェンダー平等を実現しよう

学校部活動では男女別に部活動が設置されていることがあり、性別によってその種目に取組むことができないことがあります。

8 働きがいも
経済成長も



働きがいも経済成長も

学校部活動は教員の献身的な努力によって成立しています。長時間に及ぶ勤務により、学校現場は疲弊し、教員採用試験の倍率にも影響しています。

10 人や国の不平等を
なくそう



人や国の不平等をなくそう

主にトーナメント方式で行われる学校部活動の大会では、試合やコンクール等に参加できる生徒が制限されてしまいます。

16 平和と公正を
すべての人に



平和と公正をすべての人に

3年間という短い期間で結果を出したい指導者・生徒の想いが、不適切な指導・行動になってしまうことがあります。



いたばし地域クラブ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

課題に対応する運営指針例

真夏や落雷など、命の危険がある気候下や活動による生徒への身体的負荷を考慮せず活動することはありません。

進学した中学校に関わらず、区内全域から参加することを可能とします。

参加したいクラブ種目が、性別により選択できなくなることをなくします。

教員の部活動は学校で行うものという常識を変えるとともに、希望する教員が、兼業兼職制度を利用して指導に参加できる環境を整えます。

試合等の参加に定数がある種目において、参加機会が著しく限られることはありません。

参加する生徒とクラブ活動をサポートする大人の新しい関係を築き、暴言・暴力・非科学的な指導のゼロ宣言を行います。

※中学生を受け入れるスポーツ・文化芸術団体におかれましては、本指針の尊重を求めます。

重点戦略 2

地域連携の活用

取組1 部活動を支援する外部人材活用

概要

部活動指導員や部活動指導補助員などの外部の支援人材を活用します。
教員の負担軽減や、生徒にとっても専門的な指導を受けられるといった効果があります。

2年間の取組

部活動指導員の活用・効果検証
部活動指導補助員の活用・効果検証

取組2 学校現場の意識改革

概要

教員との対話を通して、好事例を紹介する等、部活動の運営を外部の支援人材と連携して行う機運の醸成を図ります。

2年間の取組

学校部活動現場視察
学校部活動顧問との協議会の実施

取組3 合同部活動の促進

概要

単一校では存続が難しい種目等の合同部活動化を図ります。

2年間の取組

合同部活動の調整
拠点校方式による合同部活動の検討

重点戦略 3

地域展開の環境整備

取組1 部活動地域移行シンポジウムの開催

概要

中学校部活動の地域移行について、スポーツ、文化芸術等関係者や保護者、青少年健全育成に携わる地域の方、学校関係者等との協議を行っていきます。

2年間の取組

部活動地域移行シンポジウムの開催

取組2 デジタルガイドブックの発行

概要

中学生が参加できる民間のスポーツ、文化芸術活動等を紹介するガイドブックを作成します。

2年間の取組

デジタルガイドブックの発行

取組3 受皿となる団体の認証制度の検討

概要

中学生が安心して参加できるよう、適切な指導・運営の基準を定め、その基準を満たした団体の登録・認証する制度の研究を進めます。

2年間の取組

認証制度の検討